

川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者に対する納付金制度の導入に関するパブリックコメントの実施結果を公表します

平成 26 年度から指定管理者制度の下で運営されている川崎市地方卸売市場南部市場（以下「南部市場」という。）については、施設の老朽化が進むなどの課題があり、今後の施設の維持や課題の解消には多くの費用が見込まれる中で、市場会計の健全化に向けても取り組む必要があります。その対応の一環として、指定管理者が場内事業者から受け取る利用料金収入の一部を市に納めさせることができる、納付金制度を導入することを目的とした川崎市地方卸売市場業務条例（以下「条例」という。）の改正を行う方向で検討を進め、このたび、広く皆様から御意見を募集するためにパブリックコメントを実施しました。

その結果、4 通（意見総数 6 件）の御意見をいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

いただいた御意見については、今後の南部市場の運営等において参考とさせていただくとともに、条例については当初お示した内容に沿って改正に向けた手続きを進めてまいります。

1 意見の募集期間

令和 7 年 8 月 29 日（金）から令和 7 年 9 月 29 日（月）まで

2 意見募集実施結果の概要

意見提出数（意見総数）		4 通	(6 件)
内 訳	電子メール（フォーム）	3 通	(5 件)
	FAX	0 通	(0 件)
	郵送	0 通	(0 件)
	持参	1 通	(1 件)

3 意見全体の概要

今回のパブリックコメント手続きでは、納付金制度の導入に関する意見のほか、南部市場の今後のあり方に関する要望などが寄せられました。

4 添付資料

別紙 川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者に対する納付金制度の導入に関するパブリックコメントの実施結果について

※条例改正内容については、別途報道機関向けに提供した令和 7 年第 4 回市議会提出議案資料を御覧ください。

※意見募集の実施結果については、川崎市ウェブサイトに掲載しています。

(<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/280/0000178692.html>)



左記 URL の 2 次元コード
(川崎市ウェブサイト)

問合せ先 川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場管理課 山根
電話 044-975-2211

川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者に対する納付金制度の導入に関するパブリックコメントの実施結果について

1 概要

平成26年度から指定管理者制度の下で運営されている川崎市地方卸売市場南部市場（以下「南部市場」という。）については、施設の老朽化が進むなどの課題があり、今後の施設の維持や課題の解消には多くの費用が見込まれる中で、市場会計の健全化に向けても取り組む必要があります。その対応の一環として、指定管理者が場内事業者から受け取る利用料金収入の一部を市に納めさせることができる、納付金制度を導入することを目的とした川崎市地方卸売市場業務条例（以下「条例」という。）の改正を行う方向で検討を進め、このたび、広く皆様から御意見を募集するためにパブリックコメントを実施しました。

その結果、4通（意見総数6件）の御意見をいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

題名	川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者に対する納付金制度の導入について
募集期間	令和7年8月29日(金)から令和7年9月29日(月)まで
提出方法	電子メール(専用フォーム)、ファクス、郵送、持参
募集の周知方法及び結果の公表方法	・市ウェブサイト ・情報プラザ(川崎市役所本庁舎2階) ・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ・中央卸売市場北部市場(川崎市宮前区水沢1-1-1管理事務所棟3階) ・地方卸売市場南部市場(川崎市幸区南幸町3-126-1管理事務所棟3階)

2 結果の概要

(1) 意見の内容と対応

今回のパブリックコメント手続きでは、納付金制度の導入に関する意見のほか、南部市場の今後のあり方に関する要望などが寄せられました。

寄せられた意見は、案に沿ったものや、本市が取組を進めていく上で参考とさせていただくものであったことから、今後の南部市場の運営等において参考とさせていただくとともに、条例については、当初お示した内容に沿って改正に向けた手続きを進めてまいります。

意見提出数（意見総数）	4通	(6件)
電子メール（フォーム）	3通	(5件)
FAX	0通	(0件)
郵送	0通	(0件)
持参	1通	(1件)

(2) 意見に対する対応区分

- A：御意見を踏まえ、案に反映したもの
B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、意見の趣旨を踏まえ取組を推進するもの
C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの
D：案に対する質問・要望の意見であり、案の内容を説明・確認するもの
E：その他

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 納付金制度に関すること	0	4	0	0	0	4
(2) その他	0	0	2	0	0	2
合 計	0	4	2	0	0	6

3 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 納付金制度に関すること（4件）

No.	意見の概要	意見に対する本市の考え方	区分
1	納付金については、時流にあった制度であると思う。	南部市場は、施設の老朽化が進むなどの課題があり、今後の施設の維持や課題の解消には多くの費用が見込まれる中で、市場会計の健全化に向けても取り組む必要があります。その対応の一環として、納付金制度の導入に向けて検討を進めてきたものです。条例については、当初お示した内容に沿って改正に向けた手続きを進めてまいります。	B
2	納付金制度に賛成する。		B
3	納付金制度を作り、南部市場が未永く発展する基礎を作してほしい。		B
4	納付金制度を導入する条例は今後南部市場が必要とされ存続していくためにも必要不可欠なものである。		B

(2) その他（2件）

No.	意見の概要	意見に対する本市の考え方	区分
1	市場の経営者が高齢化傾向にある中で、事業意欲のある業者が報われる仕組みをつくり、南部市場の活性化を図ってほしい。	南部市場の運営につきましては、令和7年3月に取りまとめた『川崎市地方卸売市場南部市場の今後の運営に関する基本的な考え方』（以下「基本的な考え方」という。）及び令和8年3月に策定予定の『川崎市卸売市場新経営プラン』（以下「経営プラン」という。）に基づき、さらなる活性化に向けた取組を進めてまいります。	C
2	南部市場を早くりリニューアルしてほしい。	南部市場は食品流通の拠点として、平時における生鮮食料品等の安定供給に加え、災害時における支援物資の供給機能も備え、市民の安全・安心な生活を支えることが求められています。令和7年3月に取りまとめた「基本的な考え方」及び令和8年3月に策定予定の「経営プラン」に基づき、今後の施設整備の方向性等について検討を進めてまいります。	C